

第1937回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和4年8月25日(木) 午前10時開会
午前10時59分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 高田教育長、石川教育長職務代理者、戸所委員、坂東委員、小林委員、首藤委員、石井副教育長、古垣教育総務部長、石川県立学校部長、石井市町村支援部長、小谷野教育総務部副部長、田中県立学校人事課長、阿部教職員課長、平野教職員採用課長、田中高校教育指導課長、橋本特別支援教育課長、県立学校人事課小野主幹兼主任管理主事
案浦書記長、岩崎書記、原口書記、森田書記

会議の主宰者 高田教育長

4 会 議

(1) 前回議事録の承認

- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
- 高田教育長が、坂東委員を議事録の署名者に指名した。

(2) 議事

第63号議案 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則について 上程
田中県立学校人事課長(提案理由、現行の規則の内容、改正の内容、施行期日について説明)

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第64号議案 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
について 上程

田中県立学校人事課長（提案理由、現行の規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）

戸所委員 男性職員の育児参加のために休暇の対象期間を拡大することは、非常に良いことだと思います。特に「出産の日以後1年を経過する日まで」拡大することはとても良いことだと思います。実際に私の会社でも男性職員が出産の日以後1年まで育児休業を取得しているケースがあります。対象期間を広げることは大事なことだと思いますので賛成したいと思います。

首藤委員 私も国の方針に従って変更することは、賛成します。ただし、提案理由で「男性職員の育児参加」と記載されていますが、「参加」とは一昔前の表現だと思います。この場合、「男性職員の育児のための休暇」といった表現などにするなど、法律改正の理念等を考慮していただければと思います。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第65号議案 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について 上程

阿部教職員課長（提案理由、現行の規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第66号議案 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令について

上程

案浦総務課長（提案理由、現行の訓令の内容、改正の内容、施行期日について説明）

坂東委員 請求期限日を休業開始希望日の2週間前までに変更する理由を教えてください。

案浦総務課長 請求期限日を休業開始希望日の1月前から2週間前までに変更した理由ですが、育児休業を取得しようとする職員が1か月前よりももう少し直前まで考慮できるよう、育児休業の取得を決定するまでの期間を長くして、柔

軟に取得できるようにする趣旨になります。

坂東委員 埼玉県だけではなく、他県も同様の変更をしているのでしょうか。分娩予定時期がなかなかはっきりしないため、それを考慮して変更するのではなく、育児休業を取得する職員の決断に余裕を持っていただくということでしょうか。

案浦総務課長 他県も同様の改正をしています。また、この育児休業を2回取得できるようにすることも変更の理由です。分娩の予定時期が不安定であることを考慮して改正するわけではありません。

坂東委員 教員が不足している現状の中で、今回の規則等の改正を進めるに当たり、教員の不足を解消するための取組を並行して考えているのか、それとも臨機応変に対応していくのか、どのような対応をするのか、教えてください。

田中県立学校人事課長 育児休業の職員が勤務する学校の教育活動に支障がないよう、代替職員を発令していきたいと考えています。

首藤委員 今まで男性の育児休業の取得が少なかった理由は、周囲の職員の負担が増え、職場に迷惑が掛かるとすることも一つの理由だと思います。代替職員の勤務時間は、授業時間数しか配置されない場合が多いです。そうではなく事務的な仕事の部分や部活動など、それを含めてカバーできるよう代替職員を配置できればいいと思います。

田中県立学校人事課長 代替職員の配置は、学校の状況をよく把握し、授業をはじめ部活動や分掌等、校務運営に支障がないよう校長と協議し、配置を行っていきます。

戸所委員 前に戻りますが、第64号議案の提案理由に「男性職員の育児参加のための休暇」とありましたが、この休暇の申請書には、性別欄があるのでしょうか。

県立学校人事課小野主幹兼主任管理主事 休暇を願い出る申請書の様式には、性別欄はありません。

戸所委員 第64号議案の提案理由では、「男性職員の育児参加のための休暇の対象期間を変更」と記載されていますが、申請時には性別を確認しないという

理解でいいでしょうか。

案浦総務課長 職員の性別は、申請書のみならず、他のデータからも確認することができますので、他のデータにより確認をします。

高田教育長 「子の誕生日から57日間以内」と記載されていますが、57日間とは、産後8週間が母親の産後休暇の期間であり、その期間が、夫が育児休業を取得できる期間となります。また、今まで1回しか取得できませんでしたが、2回に分けて取得することができます。最初から計画的に取得できればいいですが、様々な事情がありますので臨機応変に対応することができるよう2週間前までに請求できることとなりました。委員お話のとおり、代替職員の確保は大きな課題であり、女性職員が産休に入った場合、小・中・高・特別支援学校では、全ての業務に対応するフルタイムの臨時的任用職員が配置される仕組みになっています。育児休業についても授業等に支障がないようしっかり対応していきたいと思います。そうすることで安心して育児休業を取得できるような環境が整備でき、代替職員が確保できず周囲の職員に迷惑が掛かるため、育児休業を取得しないことにならないよう教育委員会として、しっかり対応していきたいと考えています。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第67号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則について

上程

平野教職員採用課長（提案理由、現行の規則の内容、改正の内容、施行期日について説明）

石川教育長職務代理者 今まで更新講習によって教員の資質を高めることから、これからは各自が自主的に研修を受けるなどして、教員自らが資質を高めるとの説明がありましたが、実際にはどういった形で教員は自分の能力を高めていくのでしょうか。

平野教職員採用課長 教員免許更新制度の廃止とともに、教育公務員特例法も併せて改正となりました。改正内容は、研修等に関する記録の作成と資質の向上

に関する指導、助言が含まれています。任命権者は、校長、教員ごとに研修等に関する記録を作成し、それに基づいて資質の向上に関する指導、助言を行っていくこととなります。今までの更新講習は一方的に講義を聞く形式が中心でしたが、教員の主体的な学びという意味でも、対話を通じて、必要とされる能力を高め、指導、助言を受けながら、自ら学んでいくことが法改正の趣旨となっています。

石川教育長職務代理者 任命権者である教育委員会が校長や教員に対して指導、助言をするとすると、校長の負担が多くなるのではないかと感じます。それについて考えを教えてください。

平野教職員採用課長 従来の免許更新制度自体も現場の負担があるとの意見もありましたが、今回の改正でも学校現場の負担が多くなってはいけないとの議論が国会でもありました。研修等の記録の作成や任命権者の指導、助言については、学校現場の負担が過度に生じないようにその観点も含めて、文部科学省から今後ガイドラインが示される予定です。

戸所委員 教育職員免許法の一部改正の施行日が令和4年7月1日であり、教育公務員特例法の一部改正の施行日が令和5年4月1日になっています。その期間に更新期間を迎える教員に対してどのように対応していくのか教えてください。

平野教職員採用課長 今回二つの法律の施行日が異なる理由ですが、教育職員免許法の一部改正は、夏休みの時期に更新講習を受ける教員が多いため、その影響を考慮し、早めに改正をした経緯がございます。また、研修の記録に関しては、どのような内容を記録するか、準備がありますので、令和5年4月1日の施行となりました。ただ、更新講習制度が7月1日でなくなっておりますので、文部科学省も令和5年4月1日を待つことなく、できることは進めていくようにとの趣旨の通知を発出しております。今までも、研修に関する指導、助言は管理職の役割として行っていましたので、今後はそういった趣旨を踏まえ、対応していく予定です。

戸所委員 2ページに「現在文部科学省でガイドラインを作成中」と記載されて

いますが、更新のタイミングが来た教員に対しては、現在ガイドラインがない状況でどのように任命権者や校長が指導するのか良く分からないのですが、教えてください。

平野教職員採用課長 教育公務員特例法では、国は教師の資質向上に関する指針を定めることとなっており、その指針を参酌して任命権者である埼玉県教育委員会は、教員の資質向上に関する指標の作成と、毎年度の教員研修計画を策定していますので、研修に関する記録についてもそれらに反映していくことが考えられます。現在も、任命権者が定めた指針、指標、研修計画がありますので、その内容に従って校長等の管理職が教員の研修の受講や能力の開発について、指導を行ってまいります。

戸所委員 あいまいなところも若干あると思いますが、改正前は、免許を更新することについて意味があるため、法律で規定していたと思います。今回は、前向きに教員の資質を高めるために改正するわけですから、埼玉県としてもガイドラインがはっきり示される前にどうやって教員の資質を向上するのか、また、どのような研修をするのか、来年4月の施行を迎える前に準備をしてほしいと思います。

高田教育長 7月1日に教育職員免許法の一部改正が施行されましたが、夏休みに更新講習が多く実施されていたため、できるだけ影響が出ないように早めに国が法律改正をし、施行しました。今年度免許更新時期の10年目を迎える職員は、来年3月31日を迎えても今回の法改正により免許が失効されず、更新講習を受講する必要もなくなりました。これまで国で更新講習を行っていた理由は、免許状を10年に1回更新する際に最新の教育情報等を勉強してもらうという仕組みでした。教育公務員特例法では教員は、職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならないと規定されており、総合教育センターでは初任者研修、5年次研修、10年次研修、中堅教員研修など、ライフステージに応じた研修をそれぞれ実施しています。また、専門研修やICTの研修などの希望選択できる様々な研修を行っており、総合教育センターや学校でも研修の用意をしています。そのため、教員免許の更新講習だけ研修を行って

いるわけではなく、これからは学校がより主体的に教員の資質向上に向けて、学校が年間を通じてどのような研修をするのか、教員個人は今年度どのテーマを掲げて勉強していくのか、また任命権者は、総合教育センター等でどのような研修を構築するのか、総合的に勘案しながら、教員の資質向上に努めていくこととなります。その上で、これからは、例えば川口市の教員が他市に異動した際に、研修の記録を持って異動をすることとなり、異動先の校長が今までの研修の記録を確認して、必要な研修の受講を進めるなど指導や助言を行っていくこととなります。そして任命権者としては、全く研修していない教員、研修を多数受けている教員の差が出ないように確認していきたいと考えています。

○ 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第68号議案 令和5年度埼玉県立高等学校において使用する教科用図書の採択
について 上程

田中高校教育指導課長（提案理由及び採択案について説明）

高田教育長 ただ今、説明がありましたが、この件について、審議いたします。この件につきまして、前回の教育委員会において、時間を掛けて御協議していただきました。前回の協議を振り返らせていただきます。前回の協議では事務局からの説明を受けまして、事務局説明への質疑を行った後、学校訪問や校長との意見交換を行っての御意見、御感想などを伺いました。また、教科用図書の調査研究に教育委員の皆様一人一人が取り組んでいただきましたが、取り組んでいただいた上での御意見、御感想なども伺いました。その後採択案のまとめ方などについて、それぞれ御意見を賜りました。県立高校は、生徒の実態が多様であり、学校のニーズや実情が多岐にわたっていること、そうした中で、各学校において、組織的な調査研究がなされ、慎重に選定作業が行われていること、そして選定の重みを十分に認識した上で、校長の権限と責任の下で教科書が選定されていることなどが確認されました。これらを踏まえて、学校の選定結果を基に採択案をまとめることについて御賛同いただきまして、資料のとおり、本日教科用図書を採択案とすることとしたところです。前回の協議の経

過をまとめると以上のとおりですが、改めて御意見等がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

第69号議案 令和5年度埼玉県立特別支援学校において使用する教科用図書の採択について 上程

橋本特別支援教育課長（提案理由及び採択案について説明）

高田教育長 ただ今、説明がありましたが、この件について、審議いたします。この件については、先ほどの高校の教科書採択と同様に前回の教育委員会において、時間を掛けて御協議をしていただきました。前回の協議では、事務局からの説明を受け、事務局説明への質疑を行った後、学校訪問や校長との意見交換を行っての御意見、御感想、そして、教育委員の皆様一人一人が教科用図書の調査研究に取り組んでいただきましたが、取り組んでいただいた上での御意見、御感想、最後に、採択案のまとめ方などについて、十分な御協議をしていただきました。その中で、特別支援学校では、障害の程度や児童生徒の置かれている状況など各学校現場の状況は多様化しており、児童生徒の障害特性や教育的ニーズに応じた教科用図書を選定する必要があること、また、各学校で組織的な調査研究が行われ、校長の権限と責任の下、教科書が選定されていることなどが確認できました。これらを踏まえて、学校の選定結果を基に採択案をまとめることに御賛同いただきまして、本日資料のとおり教科用図書を採択案とすることとしたところです。協議の経過をまとめると以上のとおりですが、改めて御意見等がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

- 全出席委員異議なく本案原案どおり可決

(3) 次回委員会の開催予定について

9月8日（木）午前10時